

2022年3月22日
東京都台東区台東一丁目5番1号
凸版印刷株式会社
代表取締役 磨 秀晴



吸収分割に関する事前開示書類の変更

当社は、2022年1月27日付で株式会社トッパンフォトマスク（以下「吸収分割承継会社」といいます。）との間で締結した吸収分割契約書に基づき、2022年4月1日を効力発生日として、当社が営むフォトマスク事業及びこれに付随又は関連する事業（中華凸版電子股份有限公司におけるOCF事業及びToppan Photomasks Round Rock Inc.におけるeCover製造事業に付随又は関連する事業を含みます。）に関して有する権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割に関し、2022年2月8日付で会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく「吸収分割に関する事前開示書類」を本店に備え置いておりますが、当該書面に変更が生じたので、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条第7号に基づき、下記のとおり変更事項を開示いたします。

なお、下線は変更箇所を示しております。

記

(変更前)

1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項第2号）
別紙1に記載のとおりです。

(変更後)

1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項第2号）
別紙1に記載のとおりです。
また、吸収分割契約書の内容について、当社及び吸収分割承継会社の間で、別添のとおり2022年3月22日付で吸収分割契約書の変更覚書を締結しました。

(省略)



別添 吸収分割契約書の変更覚書 (添付のとおり)

吸収分割契約書の変更覚書

凸版印刷株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社トッパンフォトマスク（以下「乙」といい、甲と併せて「本覚書当事者」という。）は、本覚書当事者間で締結された2022年1月27日付吸収分割契約書（その後の変更及び修正等を含み、以下「原契約」という。）に関して、2022年3月22日付で、この変更覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。なお、本覚書で使用される用語は、本覚書で別途定義されて場合を除き、原契約で定義された意味を有する。

第1条（原契約の変更）

1. 本覚書当事者は、原契約を別紙のとおり変更する。
2. 本覚書の規定は、原契約の締結日に遡って効力を生ずる。なお、疑義を避けるために付言すると、本覚書による変更の効力は、原契約により既に行われた行為の効力を妨げるものではない。

第2条（準拠法・管轄裁判所）

1. 本覚書は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。
2. 本覚書に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第3条（副本）

本覚書は、二部以上の副本を用いて締結することができ、それぞれの副本に署名又は記名押印した本覚書当事者に対して執行可能であり、その各々が原本とみなされるが、それらは全体として一つの、かつ同一の覚書を構成する。本覚書当事者が署名又は記名押印した本覚書の署名・記名押印頁の原本の画像を記録したPDFファイルの電子メールによる送信その他の電子的方法による送信は、上記署名・記名押印頁の原本の手交と同一の効果を有するものとし、また、各本覚書当事者の署名又は記名押印は同一の署名又は記名押印頁においてなされる必要はないものとする。

（以下余白）

本覚書の締結を証するため、本覚書2通を作成し、各当事者が、各1通を保有する。

2022年3月22日

甲：東京都台東区台東一丁目5番1号

凸版印刷株式会社

代表取締役 磨 秀晴



乙： 東京都港区芝浦三丁目 19 番 26 号
株式会社トッパンフォトマスク
代表取締役 二ノ宮 照雄



別紙

吸収分割契約書

凸版印刷株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社トッパンフォトマスク（以下「乙」という。）は、2022年1月27日、以下のとおり吸収分割契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、効力発生日（第6条に定義する。以下同じ。）をもって、甲がその営むフォトマスク事業及びこれに付随又は関連する事業（中華凸版電子股份有限公司におけるOCF事業及びToppan Photomasks Round Rock Inc.におけるeCover製造事業に付随又は関連する事業を含む。）（以下「本事業」と総称する。）に関して有する第3条第1項所定の権利義務を、吸収分割の方法により乙に承継させる（以下「本吸収分割」という。）。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲：吸収分割会社

（商号）凸版印刷株式会社

（住所）東京都台東区台東一丁目5番1号

(2) 乙：吸収分割承継会社

（商号）株式会社トッパンフォトマスク

（住所）東京都港区芝浦三丁目19番26号

第3条（権利義務の承継）

- 乙が本吸収分割により甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」と総称する。）は、別紙記載のとおりとする。なお、権利義務の移転につき関係官庁その他の関係者の許認可、承諾等を要するものについては、効力発生日までに当該許認可、承諾等が得られることを条件として承継する。
- 前項の規定にかかわらず、甲は、効力発生日において、甲から乙に対して承継すべき現預金の額の仮払金額として金35億円を乙に対して交付するものとし、甲及び乙は、効力発生日の1か月後の応当日（当該日が日本国内の銀行の営業日でない場合には翌営業日）に、当該仮払金額と、承継権利義務として別紙に基づき確定した現預金の差額を清算する。
- 本吸収分割による甲から乙に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。甲は、

承継対象権利義務に含まれる債務について履行その他の負担をしたとき（会社法第 759 条第 2 項に基づき履行その他の負担をしたときを含む。）は、乙に対してその負担の全額について求償することができる。

4. 乙は、承継対象権利義務に含まれる債務以外の甲の債務について履行その他の負担をしたとき（会社法第 759 条第 3 項又は第 4 項に基づき履行その他の負担をしたときを含む。）は、甲に対してその負担の全額について求償することができる。

第 4 条（本吸収分割に際して交付する金銭等に関する事項）

乙は、本吸収分割に際して、甲に対し、承継対象権利義務に代わる対価として、乙の普通株式 50,000,000 株を交付する。

第 5 条（乙の資本金及び準備金に関する事項）

本吸収分割により増加する乙の資本金及び準備金等の額については、以下のとおりとする。

- | | |
|------------|---|
| ① 資本金の額 | : 4 億円から、効力発生日の直前の乙の資本金の額を減じて得た額 |
| ② 資本準備金の額 | : 0 円 |
| ③ その他資本剰余金 | : 会社計算規則第 37 条第 1 項において定義される株主資本等変動額から、前各号の額を減じて得た額 |
| ④ 利益準備金の額 | : 0 円 |

第 6 条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2022 年 4 月 1 日とする。但し、本吸収分割の手續の進行上の必要性その他の事由（承継対象権利義務の移転について関係官庁その他の関係者の許認可、承諾等を要するものに関し、2022 年 4 月 1 日までに当該許認可、承諾等が得られないことが合理的に見込まれる場合を含む。）により必要があると認めるときは、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第 7 条（分割承認決議）

1. 甲は、会社法第 784 条第 2 項の規定により、本契約に関する同法第 783 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本吸収分割を行う。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本吸収分割に必要な事項に関する株主総会決議（会社法第 319 条第 1 項により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。）を求める。

第 8 条 (競業禁止)

甲は、乙が承継する本事業について、会社法第 21 条に基づく競業禁止義務を負わない。

第 9 条 (本吸収分割の条件の変更及び本契約の解除)

本契約締結後から効力発生日までの間に、甲若しくは乙の財産若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、又はその他本吸収分割の目的の達成上必要と認める場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 10 条 (本吸収分割の効力)

本契約は、効力発生日の前日までに、前条に基づき本契約が解除されたときは、その効力を失う。

第 11 条 (準拠法及び管轄裁判所)

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 12 条 (協議事項)

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

(以下余白)

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

2022 年 1 月 27 日

甲： 東京都台東区台東一丁目 5 番 1 号
凸版印刷株式会社
代表取締役 磨 秀晴 ⑩

乙： 東京都港区芝浦三丁目 19 番 26 号

株式会社トッパンフォトマスク

代表取締役 ニノ宮 照雄



別紙

承継対象権利義務明細

効力発生日において、本吸収分割により乙が甲から承継する権利義務は、効力発生日の直前における次に定める甲の権利義務とする。

1. 資産

- (1) 現預金
本事業のみに属する現預金
- (2) 流動資産
本事業のみに属する製品、仕掛品、原材料、貯蔵品及び仮払金の一切
なお、売掛債権は一切承継しない。
- (3) 固定資産
 - ① 別添に記載する建物
 - ② 本事業のみに属する構築物、機械装置、工具器具備品及び建設仮勘定の一切
 - ③ 本事業のみに属するソフトウェア（但し、技術的に分離可能なものに限る。）
 - ④ 本事業のみに属する知的財産権
- (4) 投資その他の資産
 - ① 本事業のみに属する長期前払費用
 - ② 本事業のみに属する敷金返還請求権
 - ③ 乙への転籍者に係る退職給付に係る資産
 - ④ 甲が保有する Toppan Photomasks Inc.及び中華凸版電子股份有限公司の株式又は持分の全て
 - ⑤ 甲及び中華凸版電子股份有限公司の間の 2022 年 1 月 24 日付 Loan Agreement に基づき、甲が中華凸版電子股份有限公司に対して保有する貸付債権
- (5) その他
上記(1)乃至(4)の資産のほか、本事業のみに属する資産の一切並びに朝霞工場における排水処理施設及び総研使用設備。但し、甲及び乙が別途合意したものを除く。

2. 債務

- (1) 流動負債
本事業のみに属する未払費用（賞与引当金に係る法定福利費）、賞与引当金（下記 4.の雇用契約の当事者である従業員に係るものに限る。）並びに預り金及び前受金
- (2) 固定負債
退職給付に係る負債（下記 4.の雇用契約の当事者である従業員に係るものに限る。）
- (3) 除外債務

上記(1)及び(2)に掲げるもの以外の負債・債務は一切承継しない。

3. 契約（雇用契約を除く。）

本事業のみに属する雇用契約以外の一切の契約（書面によるか口頭によるかを問わない。）に係る契約上の地位及びこれに基づく権利義務。但し、(i)当該各契約に基づき効力発生日までに発生した金銭債権及び金銭債務、(ii)当該各契約に基づき効力発生日までに発生した債務不履行に基づく損害賠償義務、偶発債務、潜在債務、並びに(iii)甲及び乙が別途合意したものを除く。

4. 雇用契約

本事業に主として従事する甲の従業員（但し、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律の手續に基づき、雇用契約の承継につき異議を申し出た者、効力発生日までに退職した者並びに別途甲、乙及び従業員が別異の取扱いに合意した場合における当該従業員を除く。）に係る雇用契約に関する甲の契約上の地位及びこれに基づく権利義務

5. 許認可等

甲が本事業のみに関して取得している免許、許可、認可、承認、登録、届出等（但し、法令上承継可能なものに限る。）

別添

承継対象建物一覧

No.	所在地	種類	構造	床面積 (m ²)
1	埼玉県新座市野火止 7 丁目 438-4	工場	鉄骨造	386.67
2	埼玉県新座市野火止 7 丁目 438-4	工場	SRC	5,566.13
3	滋賀県東近江市妙法寺町字沖野 1101-14	工場	鉄骨造	17,673.78
4	滋賀県東近江市東沖野 5 丁目字沖野 436-279	危険物庫	コンクリート・ブロック造	30.50